



NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 和田啓二 事務局 〒703-8234 岡山市中区沢田536-2
電話 (086)272-8896 Fax (086)272-8891 E-mail: info@ombud-oka.com
ホームページ <http://www.ombud-oka.com>

政務調査費、正念場

光成 卓明

今年も元気に監査請求(平成24年度県議会・市議会)

初夏です。今年も政務調査費裁判の季節がやってきました。オンブズマンは、4月24日に岡山市議会、4月28日に岡山県議会の、平成24年度政務調査費についての監査請求をしました。岡山市議会の監査請求は総額2989万8545円、平成19年度からはじまって連続6年目。岡山県議会のは総額1億2965万2676円、平成21年度からはじまって連続4年目です。岡山県議会の監査請求には、領収書が提出されない「1万円以下」支出分2196万6302円の監査請求を含んでいます。

監査委員は、監査請求から60日以内に、監査の結論を出さなければいけません。その期限は、岡山市議会6月23日、岡山県議会6月27日です。監査の結果が通知されてから30日以内に裁判を起こさないといけないので、どちらの議会についても、7月下旬には住民訴訟を起こします。

岡山市議会

1 H19・20年度分住民訴訟

平成19年度分に続いて、平成20年度分についても、岡山高裁広島支部がオンブズマン一部勝訴の判決を言い渡し(11月28日)、これが確定しました。市議会の会派が判決にもとづいて岡山市に返還した金額は、平成19年度事件375万8500円、平成20年度事件282万8151円です。これ以外に、どちらの年度とも、地裁判決後・高裁判決前に市に「自発的に」返還されたお金があり、H19年度分70万4100円、H20年度分347万5075円です。

2 H21 年度～23 年度事件

岡山地裁で審理中です。21 年度事件（請求額 3301 万 9473 円）は審理が終わっており、9 月 9 日に判決が言い渡されます。

22 年度事件（請求額 3415 万 1283 円）はこれを追って進行中で、今年秋には審理が終結しそうです。

23 年度事件（請求額 3374 万 5292 円）も順調に進行していますが、この年度には、<病気で議会にほとんど出てこれなくなり、ちょうどその時期から政務調査費として人件費を支出し始めた>議員さんが 1 人います。その事実関係の立証が必要なので、やや時間がかかりそうです。

3 H25 年度分

岡山市議会は、この年度分から、各会派の「政務活動費」…地方自治法にヘンな改正があつて、「政務調査費」から名前が変わりました…の収支報告書（といっても A4 1 枚のものですが）を、市議会の HP で公開するようになりました。それを見ると、H25 年度の政務調査費支出総 6806 万 3764 円。24 年度とくらべて約 230 万円減っています。（24 年度分で私たちがつけをついた支出も、300 万円程度ですが、減りました。）これはおそらく、①裁判の効果です。やつたね。②「政務活動費」に変わったのに「つけこんで」支出が増えることを心配していたのですが、市議会は、その点では節度のある振る舞いをしておられるようです。

「HP 公開」とあわせて、率直に評価したいと思います。

岡山県議会

1 H22 年度事件（請求額 1 億 2854 万 1521 円）

2 月 24 日、岡山地方裁判所は、18 人の議員さんに対して、「オンブズマンが要求している①政務調査費の会計帳簿と②『1 万円以下のけしからん支出』の領収書を提出せよ」と命令しました。画期的な決定で、「闇の 1 万円以下支出」にいよいよ光があたるか、と思われました。ところが、広島高裁岡山支部は 5 月 29 日、地裁の決定を破棄して、『帳簿と領収書は提出しなくてよい』という決定をしました。（ひそかに俳句まで用意して待っていたのですが、完全に期待を裏切られました。）

高裁の決定理由は「『もっぱら本人の利用に供する文書』だから」というのですが、そもそも条例で『作って（もらって）5 年間保管せよ』と命じられている書類が「もっぱら

議員本人だけが利用する文書」というのはどうてい納得できません。オンブズマンはただちに「許可抗告申立」（最高裁に抗告するのを許可してください、という申立。まわりくどいですが、これしかないのです）を提出しました。最高裁に判断してもらえるかどうか、7月には高裁の決定が出るでしょう。

2 H21年度事件（請求額1億1064万9318円）

『1万円以下、領収書なし』の怪しげな支出について、新規に監査請求をし、（監査委員が予想どおり却下したので）追加して住民訴訟を起こしました。すると県は「1年以上経過している」ことを理由に、門前払いを主張してきました。裁判所はあからさまに「そんな言い分は通らんよ」という姿勢で（それでも主張をひっこめないのがいかにも県らしいのですが）、本体の審理を進めることになりました。ここでも「1万円以下のけしからん支出」について帳簿・領収書の提出命令を求めているので、これが次の争点になりそうです。

3 H23年度事件（請求額1億2977万3264円）

順調に進行中ですが、ここでも、「1万円以下のけしからん支出」について帳簿・領収書の提出を命令できるか、が大きな争点になります。

4 日本でいちばん黒い議会

なんべん書いたか、もう覚えていないくらいですが、「領収書を全部は出さなくてもよい」議会というのは、日本全国で岡山県議会だけです。は、恥ずかしい。こここのところ市議会がそこそこ健気なのとくらべて、県議会の黒さがいっそう光ります。そもそも掛けな支出からして、市議会の4倍からあるし。おまけにそれが減らないし。

今年の2月定例議会ではさすがに、「オンブズマンもうるさいし、もう全部出すことにしてない？」という提案が出たらしいのですが、反対多数であっさり見送りになりました。もしかすると、「わが県が世界に誇るべき美しき伝統」とかなんとか、勘違いなさっているのかもしれません。

こうなるともう（これも前に書いたような気がしますが）『公卿頼むに足りず、諸侯頼むに足りず』。日本一黒い議会と、日本一しつこいオンブズマン…毎年政務調査費訴訟を起こしているとこなんて、うちしかないもんね…の一騎打ち、かな。

しごーしちゃらにやーおえん。

「住民監査請求」その後の総社市政

中田 啓司

昨年（2013年）3月7日、総社市下水処理場・浄化センター委託管理を「随意契約で委託するのは違法だ」ということで住民監査請求をしました。同年5月2日、監査結果が出ましたが、請求棄却。ただし、「将来的に競争原理を導入できる入札による契約を検討していく」よう監査委員の意見要望がつきました。

それを受け、10月16日、総社市長に対して「総社市下水道施設運転・管理業務」の委託を随意契約でなく、競争入札にするよう申し入れました。

下水道の例は氷山の一角で、総社市の行う各契約は随意契約という形で特定の者と毎年大量に行われ、地方自治法の公正な競争原理は全く機能していない実態があります。工事や契約は本来入札が原則であるところ、市長の明示又は黙示的指示で、本来随意契約としては不可能な契約を、小刻みに工事や委託事務を分けて随意契約ができるように仮装し、手が込んでいます。そして、毎年、市長派の業者にほぼ同程度の利益が配分されるよう、市からの委託や小規模事業が意図的にばらまかれています。市長を好む者に市の仕事や事業をあてがうという構図です。

このような利権構造を改革する手始めとして、前記の「申し入れ」を行いましたが、総社市長はこれを無視。一片の回答もよこしませんでした。

12月12日、総社市建設部長、土木主幹が官製談合防止法違反で逮捕され、本年1月更に建設部技術支援員が逮捕され、3月には建設部長の収賄事件へと発展しました。

長年にわたる業者との癒着、利権構造の延長線上にある特定業者に対する最低制限価格漏洩や地方自治法違反の随意契約で特定業者に便宜をはかつてきた当然の帰結であり、私たちの指摘、要求の正当性をも反映したものです。

逮捕された業者の（株）福笑は、指名競争入札に加わった2011年5月以降27件の公共事業を落札。そのうち9件が最低制限価格とドンピシャ。さらに2013年10月までに総社市が発注した随意契約70件のうち55件は（株）福笑が受注という「惨状」が明らかになっているなど、さらなる真相の究明が求められています。

総社市長は3月定例市議会で4月から市長6ヶ月、副市長4ヶ月いずれも減給20%の条例案を提出し早々と幕引きをはかりました。

しかし、市民は許しません。片岡聰一市長の地方自治に無知で、市の契約の基本や公務員の規律を示す地方自治法や地方公務員法などの不勉強。マスコミ受けすることだけをぶち上げるパフォーマンス。部下まかせの行政的無能力、無責任。利権、賄賂的行為などが今回の事件の原因、背景、温床となっていることを究明し、市長の責任を徹底的に追及していくいと思っています。

NPO法人市民オンブズマンおかやま
2014年度定期総会報告
2014年2月22日 於:ゆうあいンター

2月22日(土)、「2014年度 NPO法人市民オンブズマンおかやま」の総会をゆうあいセンタ一大会議室にて開催しました。

大雪で、2月8日の総会準備に向けた幹事会を流会にしたため、総会の役割分担や資料作成の一部が総会前日まで持ち越されるなどアクシデントもありましたが、無事総会を終えることが出来ました。

開会に先立ち、オンブズマンアカデミーが開かれ、京都でオンブズマン活動をされている浅井亮弁護士から「議員センセイの通信簿!」と題して議員活動を評価するユニークな試みの講演を受け、活発な意見が交わされました。

総会の開会挨拶冒頭に長年副代表を務められ昨年7月に逝去された村上眞幸さんに黙祷を捧げ、昨年認定NPO法人承認に向け仮認定の申請が承認されたことが報告されました。総括活動報告、訴訟状況報告、決算報告、監査報告はいずれも満場一致で承認されました。

続いて代表、副代表、事務局長の選出が行われました。新役員は以下の通りです。

代表一光成卓明 副代表一重田龍三、和田啓二 会計一古賀るり子 事務局長一久野千恵
幹事一須藤暁子、鈎崎悦子、寺見敬三、東和子、東隆司、藤井邦昭、三上咲

代表挨拶の後、今年度活動方針、今年度予算が提案され、承認されました。活動方針では、長らく続いた政務調査費調査のピークが近づき、次のテーマとして業者との癒着や高コストの温床となりがちな「随意契約」の検証を試みたいとの提案がありました。また、来年度の認定NPO法人申請に向けて、出席者全員に知り合いへの寄附の勧誘をお願いしました。

特定機密保護法の制定、政務調査費を政務活動費に変更する地方自治法の改定などオンブズマン活動に逆風が吹いている中、新たな歩みを模索する総会となりました。

総会後はサンピーチOKAYAMAで和気あいあいの懇親会がもたれました。

(重田龍三・和田啓二)

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

仮認定NPO法人市民オンブズマン岡山

[税込] (単位:円)

自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日

《経常収支の部》

〔経常収支の部〕

【経常収入】

正会員会費収入	203,000
賛助会員会費収入	57,000
寄付金収入	1,935,000
受取利息収入	81
雑収入	120
経常収入 計	2,195,201

【事業費】

会場費	4,300
対外交流費	50,000
開示費	205,960
訴訟関係費	728,182
事業費 計	988,442

【管理費】

定例会場費	13,500
H P 関連費	132,800
通信費	96,615
事務用消耗品費	26,044
印刷 経費	26,318
雑 費	12,440
管理費 計	307,717
経常収支差額	899,042

〔その他資金収支の部〕

【その他資金収入】

その他資金収入 計	0
-----------	---

【その他資金支出】

短期借入金返済支出	400,000
その他資金支出 計	400,000
当期収支差額	499,042
前期繰越収支差額	90,761
次期繰越収支差額	589,803

《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】

当期収支差額	499,042
正味財産増加の部 計	899,042

【正味財産減少の部】

正味財産減少の部 計	0
当期正味財産増加額	899,042
前期繰越正味財産額	△305,239
当期正味財産合計	593,803

特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

NPO法人市民オンブズマン岡山 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日 (単位:円)

【経常収入】	事業 収入	20,000	
	正会員会費収入	200,000	
	準会員会費収入	60,000	
	寄付金収入	600,000	
	受取利息収入	50	
	経常収入 計		880,050
【事業費】	定例会場費	13,000	
	対外交流費	70,000	
	開示費	300,000	
	雑費	700,000	
	事業費 計		1,083,000
【管理費】	会場費	5,000	
	通信費	100,000	
	H P 関連費	140,000	
	消耗品費	30,000	
	印刷経費	30,000	
	雑費	20,000	
	管理費 計		325,000
	予備費	20,000	
	経常支出 計		345,000
	経常収支差額		1,428,000
	前期繰越収支差額		△ 547,950
	次期繰越収支差額		589,803
			41,853

ご寄附のお願い

昨年の4月に岡山市から仮認定NPO法人の決定を受けたことを皆様にご報告し、さらに本認定取得を目指すため、ご寄附のお願いを申し上げておりましたところ、昨年中に100名を超える方々からのご寄附をいただきました。ご協力、誠にありがとうございました。

本認定取得のためには年3,000円以上のご寄附を2年平均で100名以上の方からいただく必要があります。昨年に引き続き、本年中にも是非とも、3,000円以上のご寄附をお願いいたします。

当法人に対してご寄附をいただいた場合、

- ①仮認定NPO法人に寄附をした個人が寄附金控除（所得控除 or 税額控除）を受けられる。
- ②仮認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の枠が拡大される。
という税法上の優遇措置が受けられます。

この度の会報に会費のお願いと合わせて寄附金のお願いを同封しておりますので、是非とも正会員の方は会費5,000円と合わせて3,000円以上のご寄附をお願いします。賛助会員の方は会費3,000円がそのまま寄附金となりますので、今までどおり賛助会員をご継続下さい。

また、オンブズマンの活動を多くの方に知ってもらい、支えて下さる方を増やしていくことは有意義なことだと思っております。皆様、どうぞまわりの方々もお誘いいただき、たくさんの方のご寄附をお待ちしております。

(東 和子)

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

(その38) 裁判所の領収書提出命令に、県議ども即時抗告するとは、やっぱり、政務調査費(政務活動費)の1万以下の意味は怪しかったか。

逃げるとも 厚顔無恥の 墓穴掘る
世にオンブズの 関はゆるさじ

(その39)

朝ぼらけ 県議のごまかし たえだえに
あらわれわたる オンブの網代木

(その40) 北朝鮮に拉致された、横田めぐみちゃんの御両親の悲しみや、いかばかりか。

娘の声は 絶えて久しく なりぬれど
名こそ流れて なお聞こえけれ

(参考)

あらざらむ この世のほかの 思いでに
今ひとたびの 違うことがな

(和泉式部)

(注)

横田めぐみちゃんは、山野枯木の遊び仲間で、横田滋さんは、仕事仲間でありました。

コラム

藤井邦昭

3パーセントをどうしよう?

作家気分で締め切りに迫られる日々を過ごしております。

巷では、消費税アップで買い物に走りまくり、ガソリンスタンドでは車列が続いた年度末。

少しは、抵抗したいのですが、5パーセントであれ8パーセントであれ本体部分は変わらずの出費には違いないものです。財布の中がなければほしくても買えないものばかりです。

さてさて、前回から続きのゴルフ談義です。幹事の方とゴルフを始めたと話したら、Mさんは「今はしないが以前はよくやっていた」とのことできのぼる球をひと箱いただきました。今度一緒にできたらとの思いもかなわなくなりました。また、Tさんも「コースに出よう」と声をかけてくれましたが、政務調査費で忙しく先送りです。たかだか10人ほどの幹事の中にもゴルフファンは数人いて、話を出せば多くの人と会話ができます。スコアの話にすぐなるのがつらいです。ただ、早くうまくなると1打あたり高いものになります。まだまだ、パーであがるのが「もったいないような」と負け惜しみを言っています。

順調に減り続けていたスコアも自信をもって臨んだ大会で一気に後戻りして…。かなり落ち込んで立ち直れない自分がいます。体力が落ち、気力まで落ち、後は金力に頼るしかないのかな。

食欲も十分あるのですが、これを満たせば血糖値が上昇してしまいます。何事も「ほどほど」がいいのかも、と考えている今日この頃。

8パーセントが10パーセントになるまでにTさんといざ勝負。